

事務連絡  
平成12年4月27日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局老人保健課長

「介護給付費請求事務の解説と記載例」  
の送付について

介護給付費の請求事務については、これまで全国介護保険担当者会議等において説明を行ってきたところですが、本年5月10日までに行われる最初の給付費請求に当たり、さらにその事務の利便性の向上を図るため、別添の「介護保険給付費請求事務の解説と記載例」を送付させていただきますので、管下関係者等に対して速やかに周知のうえ、御活用されるようお願いいたします。

## **介護給付費請求事務の解説と記載例**

**平成12年4月**

**厚生省介護保険制度実施推進本部**

# 目次

<b>1 介護給付費明細書の記載方法</b>	<b>1</b>
1.1 介護給付費明細書の種類	1
1.2 記載上の留意事項	1
1.3 共通項目	2
1.4 様式第二	7
1.5 様式第三	13
1.6 様式第四	17
1.7 様式第五	23
1.8 様式第六	27
1.9 様式第七	30
1.10 様式第八	33
1.11 様式第九	37
1.12 様式第十	39
<b>2 公費の請求方法</b>	<b>41</b>
2.1 介護給付費明細書による公費の請求	41
2.2 介護扶助の介護給付費明細書記載例	44
2.3 低所得者対策の介護給付費明細書記載例	48
2.4 公費負担医療の介護給付費明細書記載例	51
2.5 複数公費併用の介護給付費明細書記載例	53
<b>3 介護給付費請求書（様式第一）の記載方法</b>	<b>56</b>
3.1 様式第一	56
3.2 請求書基本項目	57
3.3 請求書の集計方法	58
3.4 保険請求欄	59
3.5 公費請求欄	61
3.6 介護給付費請求書別紙	63
<b>資料編</b>	<b>65</b>

## 1 介護給付費明細書の記載方法

### 1.1 介護給付費明細書の種類

介護保険給付費明細書はサービスの種類に対応して下表に示す様式を使用する。

介護給付費明細書の種類

区分	サービス種類	明細書様式
居宅サービス介護給付費	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与	様式第二
	短期入所区分	様式第三
	介護老人保健施設における短期入所療養介護	様式第四
	病院・診療所における短期入所療養介護	様式第五
	上記区分以外	様式第二
	痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護	様式第六
	居宅介護支援給付費	様式第七
施設サービス等介護給付費	介護老人福祉施設	様式第八
	介護老人保健施設	様式第九
	介護療養型医療施設	様式第十

### 1.2 記載上の留意事項

- 介護給付費明細書は、事業所毎（事業所番号が異なる毎）被保険者毎に暦月単位で1件作成する（一明細書に複数被保険者分を記載する様式第七を除く）。
- 一枚の介護給付費明細書の明細記入欄に請求明細が記入しきれない場合は、何枚中の何枚目であるかを所定の欄に記載し、複数の介護給付費明細書にわけて明細の記入を行う。この際、2枚目以降については、被保険者番号を除く被保険者欄、事業所番号を除く請求事業者欄の記載を省略して差し支えない。
- 1人の被保険者について同一月分の、同一様式の介護給付費明細書を2件にわけて作成することはできない（上記の場合及び公費併用請求で介護給付費明細書が2枚以上にわたる場合を除く）。
- 月途中で要介護状態区分が変更となった場合は、被保険者欄には月末時点の要介護状態区分を記載する。ただし、介護報酬はサービスを受けた日ごとの要介護状態区分に応じて算定すること、区分限度支給限度基準額については、月末時点の要介護状態区分と対応しない場合がある（資料編「要介護状態区分変更時の取扱い」参照）ことに留意する。